

仕様書

1. 業務名

企業版ふるさと納税に係るマッチング支援業務委託

2. 業務目的

岡山市では、地域再生計画（地域再生計画名：「未来へ躍動する桃太郎のまち岡山創生プロジェクト」に記載されたプロジェクト（「第2期岡山市まち・ひと・しごと創生総合戦略」に関連する事業）に対し、新たな財源を確保し、かつ、民間資金等の活用にもつながる企業版ふるさと納税（地方創生応援税制）を活用した事業実施を推進している。

本業務では、本社が岡山市外に所在する企業に、岡山市が企業版ふるさと納税の寄附を募集するプロジェクト（以下「対象プロジェクト」という。）への関心を持ってもらい、対象プロジェクトへの寄附獲得を目指すことを目的とする。

<参考>

岡山市企業版ふるさと納税HP：<https://www.city.okayama.jp/shisei/0000016573.html>

3. 委託業務期間

契約締結日から令和8年3月31日まで

4. 業務内容

本業務の受託者は、次の各号及び企画提案書により、岡山市の企業版ふるさと納税による寄附獲得を支援すること。但し、多目的屋内施設（アリーナ）の整備事業へ寄附を募る業務は別途行う予定のため、この本業務には含まない。

- (1) 本社が岡山市外に所在する企業に対し、企業版ふるさと納税の制度概要と対象プロジェクトの概要、寄附を行った場合の企業のメリット等について能動的に説明し、岡山市への寄附を募る業務。
- (2) 前号の業務を実施したうえで、企業の意向を確認し、寄附の意向がある企業（以下、「寄附希望企業」という）を岡山市に紹介する業務。（紹介する場合は、必ず書面もしくは電子メールで行うこと）
- (3) 企業版ふるさと納税の専用サイトやパンフレット等の手段を活用して岡山市の企業版ふるさと納税をPRする業務。なお、専用サイトやパンフレット等の作成及び企業版ふるさと納税のPRに係る費用は受託者負担とする。
- (4) 企業版ふるさと納税の対象プロジェクトの市のPR方法にかかる協力や助言、寄附を増やすための情報提供等のコンサルティング業務。
- (5) その他、双方協議のうえ決定する、岡山市の寄附獲得に資する支援業務。

5. 業務の遂行について

- (1) 受託者は、本業務を遂行するにあたり、事前に岡山市に対して業務計画及び働きかける予定の企業の一覧を提出し、岡山市と協議のうえ、岡山市が働きかける企業と、受託者が働きかける企業が重複しないようにするとともに、できる限り岡山市の意見及び要望を取り入れたうえで本業務を遂行する。
- (2) 受託者は、関係法令等を遵守するとともに、善良なる管理者の注意をもって、本業務を遂行する。
- (3) 受託者は、寄附希望企業を岡山市に紹介するにあたり、以下の業務を不足なく行う。
 - ① 寄附希望企業に対して、租税特別措置法（昭和 32 年法律第 26 号）における、いわゆる地方創生応援税制の仕組み及び対象プロジェクト等について十分に説明する。
 - ② 寄附希望企業が反社会的勢力に該当しないことの調査を実施し、寄附申出書にそのことを記載させたうえで、岡山市に紹介する。
 - ③ 双方協議の上で決定した、岡山市が寄附を受けるにあたり手続き上必要とする寄附申出書その他書面（以下、「寄附申出書等」という。）を寄附希望企業から取得し、岡山市に提出する。
 - ④ その他双方協議の上で決定した、岡山市が寄附を受けるにあたり事前に調整すべき事項を寄附希望企業と調整する。
 - ⑤ 寄附獲得が具体化する際は、予め岡山市に情報共有する。
- (4) 受託者は、岡山市が求めたときはいつでも、速やかに本業務の遂行状況を報告する。なお、報告方法は、岡山市の指示に従うものとする。
- (5) 受託者は、企業が岡山市に対して寄附を行うことの見返りとして、企業に経済的利益（金銭に限らない）を供与してはならない。
- (6) 受託者が自ら岡山市に寄附をしてはならない。

6. 協議

- (1) 契約締結後速やかに、仕様内容、作業スケジュール等の確認のための協議を行うこと。
- (2) 受託者は岡山市と緊密な連絡に努め、必要に応じて協議を行うこと。

7. 委託料額

- (1) 寄附希望企業から提出された寄附申出書により受託者の働きかけであることが確認できなかった場合は委託料支払いの対象としない。
- (2) 受託者が岡山市に対して寄附希望企業を紹介して寄附受領に至った場合に、次の計算式で算出した委託料額を支払うものとする。なお、インセンティブ率は 10%以内とし、寄附金額にかかわらず同一とする。インセンティブ率は審査対象となるため、

見積書（様式４）によって提案すること。

委託料＝寄附金額×インセンティブ率（１円未満の単位は切り捨てる）

但し、寄附企業１社につき委託料の上限を１,０００,０００円とする。

上記金額に消費税及び地方消費税相当額を加算するものとする。

- （３）（２）の委託料の請求は、寄附のあった月末に受託者から完了通知書が提出され、岡山市の検査を受けた後に速やかに行うものとし、請求額は、寄附額から算出された委託料とする。

８．業務の進捗報告

本業務の受託者は、岡山市に対し業務の進捗に応じて定期的に業務の状況報告を行うこと。

特に、委託料が１,０００,０００円を超えることが見込まれる月は、受託者は速やかに岡山市に報告すること。

９．法令遵守

受託者は、業務の実施に当たり、岡山市契約規則、個人情報の保護に関する法律その他関係法令・条例等を遵守しなければならない。

１０．秘密の保持

- （１）本契約において秘密情報とは、本契約を締結する前か後かによらず、本業務遂行に関し、岡山市又は受託者いずれかの開示者（以下、「開示者」という。）が相手方（以下、「受領者」という。）に対して、秘密である旨明示して開示した営業上又は技術上の情報であって、その記録媒体上又はデータ頭書に、秘密又はそれに類することを示す表示を付した情報をいうものとする。また、口頭で開示する場合、開示した日より２週間以内に開示内容が秘密である旨を書面で受領者に通知することにより、秘密情報となるものとする。
- （２）前項にかかわらず、次に該当することを受領者が証明できる情報は、秘密情報として取り扱わないものとする。
- ① 開示を受けたときに既に保有していた情報。
 - ② 開示を受けた後、秘密保持義務を負うことなく第三者から正当に入手した情報。
 - ③ 開示を受けた後、開示当事者から開示を受けた情報に関係なく独自に取得し、又は創出した情報。
 - ④ 開示を受けたときに既に公知であった情報。
 - ⑤ 開示を受けた後、自己の責に帰し得ない事由により公知となった情報。
 - ⑥ 受領者は、善良なる管理者の注意をもって秘密情報を管理するものとし、事前の書面による相手方の承諾を得ることなく、秘密情報を本業務以外の目的に使用し、又

は第三者に開示しない。

- ⑦ 受領者は、秘密情報を、当該秘密情報を知る必要のある最小限の自己の役員、従業員又は関係会社におけるこれらと同様の者に、本契約に定める秘密保持義務の内容を遵守させることを条件として、開示できるものとする。
- ⑧ 受領者は、国、地方公共団体、裁判所その他これらに準ずる機関から法令上の根拠に基づき開示者の秘密情報の開示を求められたときは、ただちに開示者と協議し、法令上強制される必要最小限の範囲、方法により当該機関に対し開示を行うものとする。
- ⑨ 受領者は、本業務の遂行にあたり合理的に必要な最小限度の範囲で行う場合を除き、事前の書面による開示者の承諾を得ることなく、秘密情報を複製しない。また、受領者は、秘密情報を複製した場合、当該複製物を原本と同等の保管・管理を行うものとする。
- ⑩ 岡山市及び受託者は、本契約終了時又は相手方が求めたときはいつでも、秘密情報を直ちに相手方に返還または相手方の承諾を得て廃棄する。
- ⑪ 前項に定める場合において、秘密情報が自己の記録媒体等に含まれているときは、当該秘密情報を消去するとともに、相手方の求めに応じ、消去した旨（自己の記録媒体等に秘密情報が含まれていないときは、その旨）を書面にて相手方に報告するものとする。
- ⑫ 受領者は、秘密情報につき、漏出、紛失、盗難、押収等の事故が発生したときは、直ちにその旨を相手方に報告し、相手方の指示に従い適切な対応をするものとする。
- ⑬ 受託者の本業務に係るノウハウは秘密情報に該当するものとし、岡山市は、事前に受託者の同意なく、第三者に開示又は漏えいしてはならない。

11. 著作権等

- (1) 受託者は、本業務を遂行する上で岡山市が必要と認める場合に限り、岡山市が著作権を保有する岡山市の著作物を、本業務の範囲内で無償にて使用することができるものとし、岡山市は、受託者が当該著作物を、岡山市及び第三者の権利を侵害することなく使用できるように調整する。
- (2) 前項に基づき受託者が岡山市の著作物を使用する場合、使用方法等について事前に岡山市の許可を得なければならない。
- (3) 本業務の遂行の過程で生じた知的財産権等の帰属については、受託者が単独で行った創作、考案又は発明（以下、「創作等」という。）を除き、岡山市に帰属するものとし、受託者が創作等をした著作物についての知的財産権等は、岡山市に譲渡（著作権法第27条及び第28条の権利を含む。以下同じ。）されるものとする。なお、譲渡費が発生する場合は前条の委託料に含まれるものとする。

- (4) 受託者は、前項に基づき著作権を譲渡した著作物に関し、著作者人格権を行使しない。
- (5) 受託者が本業務で制作した事業紹介パンフレットがある場合については、本業務で受託者が営業において利用できるものとする。